平成２７年（フ）第５１９３号
大阪府豊中市長興寺南４丁目７番23―103号
債務者　吉山　貴子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３３号
大阪府枚方市西牧野４丁目１番１―603号
債務者　原田　綾子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０８号
東京都中野区丸山２丁目15―２―207
債務者　芳林　幸正
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１４号
東京都町田市金森２丁目34―３―302
債務者　坂場　竜太
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５３号
東京都世田谷区北沢４丁目４―24―205
債務者　高橋　香織
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６３号
東京都日野市旭が丘２丁目32―８―208
債務者　妻木　裕樹（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６６号
東京都中野区中央２丁目58―21―1007
債務者　上田　惠美
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６７号
東京都江戸川区清新町１丁目２―１―1406
債務者　熊谷　公明（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６９号
東京都杉並区下井草３丁目28―15―101
債務者　若王子　勝
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７５号
東京都八王子市大和田町６丁目４－３―335
債務者　藤掛　　実
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７８号
東京都葛飾区東新小岩１丁目５―18―713
債務者　疋田　栄一
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７９号
東京都調布市菊野台１丁目28―６―107
債務者　永田　五月
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８１号
東京都府中市武蔵台１丁目36―18―101
債務者　齋藤　彩香（旧姓岡山）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８５号
東京都世田谷区大蔵５丁目23―14―102
債務者　苅田　あい（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８号
静岡市葵区松富１丁目１番７―101号
債務者　長島　聖人
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２７年（フ）第１５１号
山形県東根市白水２丁目１番15号　吉野屋住宅２、住居表示実施前の住所山形県東根市大字東根甲9267番地137　吉野屋住宅２、前住所山形県東根市神町北５丁目10番15号
破産者　齋藤　博美
1　主文　当裁判所が平成28年１月18日午後２時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「山形県東根市大字東根甲9267番地137　吉野屋住宅２、前住所山形県東根市神町北５丁目10番15号」とあるのを「山形県東根市白水２丁目１番15号　吉野屋住宅２、住居表示実施前の住所山形県東根市大字東根甲9267番地137　吉野屋住宅２、前住所山形県東根市神町北５丁目10番15号」と更正する。
2　決定年月日　平成28年１月26日
山形地方裁判所民事部